

エネルギー変革の諸問題

—その二、幻の石炭産業社会化—

宮田幸吉

- 一 はしがき
- 二 ドイツの場合（その始動と傾斜）
- 三 日本の場合（その発端と終焉）
- 四 二、三の背景について
- 五 むずび

一 はしがき

前号の、敗戦直後の経済危機対策、他方再建経済の起爆方策、あるいは復興の技術的方式としての石炭の傾斜生産方式が、その縮小再生産の悪循環を断ち切り、しかも生産回復のいとぐちとなる唯一の応急策として、クローズアツプされた時期と前後して、わが国において初めて日の目を見た社会化立法、すなはち資本所有と経営の分離、そして経営に対する労働の参加を認めんとする、いわゆる「臨時石炭鉱業管理法」の幻のごとき出現の過程と、その終焉の背景を、第一次大戦直後のドイツの「石炭経済統制法」(Gesetz über die Regelung der Kohlenwirtschaft) の命運に、焦点をあてつつ反省することにする。

二 ドイツの場合

元来、こうした社会化立法は、資本主義経済の独占段階において出現することは、その理論や政策において、幾多の対立はあっても、漸次定石化しつつある。それは生産の社会的性格と生産手段の私的所有の矛盾を克服するため、私的所有権を変革して労働者による経営管理を実現しながら、生産の利益を社会全体のものたらしめることを、その目的とする社会主義体制を志向するものであるが、それには背景をなす政治権力の性格と推進力が、その成立実現の根本的基盤となる。

第一次大戦後の終末期、(一九一八年十月末) ドイツ、キール軍港の事件にはじまる政治的革命の進展過程において、社会主義体制の即時実現のために、革命をさらに強力に推進しようとする労働者と兵士の代表者による労兵協議会 (Arbeiter und Soldatenrat) が成立し、社会化の要求は全労働者の声となって結集した。この起点における社会化要求のスローガンは、具体的にはソヴェット、ロシヤの革命に刺激されて、一切の権力を協議会へ——という協議会主義への要望となって高揚してゆく。^①

やがて、一九一九年一月初旬、ベルリンでスパルタクス団(ローマの奴隷反乱指揮者の名をとる、後のドイツ共産党)の武装蜂起、Noskeの軍隊による鎮圧、つづいて、同年一月十九日、憲法制定議会の総選挙が行われ、漸進的社會民主主義政策を綱領とする社会民主党が第一党として、共和派諸党ないし保守党との連撃によって政権を樹立することとなり、労兵協議会による政治権力の掌握というプロレタリア独裁的な協議会主義は否定され、^② 社会主義を前提

とする社会化政策の方向へと政策転換が行はれるようにいたる。しかし、なお、協議会主義すなはち労働者による経営の全面的管理の要求は、ワイマール憲法制定後に至るまで相当根強いものがあり、その間、激烈な対立抗争の繰返しがなされたのであった。^③

しかし、議会主義を容認する社会民主党政府のもとにおける社会化政策の基本的態度は、この時期を契機として、以後、次第に労資協調的色彩を増大してゆくことになる。すなわち、当初、Millerらの指導によって労兵委員会から出された「経営においては経営関係に関し管轄機関の同意なしにいかなる変更もなしえない」との命令も、一九一八年十一月二十三日の命令「経営協議会準則」(Richtlinien für die Betriebsräte)においては、経営協議会は経営者と共同して労働者に関するすべての問題を規制する任務を付与されたものの、その他の問題については共同規律権は認められず、そのうえ「経営の社会化は社会主義的政府によって、内外の政治関係を勘考したのちに、体系的、かつ組織的に行なわるべきである」として、明確に労兵協議会方式による経営管理を否定するに至るのである。かくて当時の政府は Kautsky, Lederer 等の参加をえて、かの社会化委員会を組織し、経済社会化の方針、機構の樹立を検討させ、一応、社会化の準備に着手するのであるが、この間、たえず繰返されるゼネストにおされながらも、ワイマールにおける国民議会への道を押すすめて行くのであった。^④

① Arnold Steinmann-Bucher, Sozialisierung? 1919. S. 54.

② Robert Wilbrandt, Sozialismus, 1919. S. 253.

特にエッセンの労兵協議会の行動について、詳細な説明あり。

③ 林健太郎「ワイマール共和国」一九六三年

一月蜂起が、その後ドイツの政治に残した影響は、きわめて深刻であった。この事件は、突如として軍隊の威力が、なおいかに絶大である

かを示す結果になった。しかも、当時、共和国への直接の脅威は左翼の側に存在していたので、結局は、政府を軍への依存に追いやった。

(ナチスの萌芽の胚胎)

④ Heinrich Strobel, Die Sozialisierung, ihre Wege und Voraussetzungen, 1921. 社会化の最もすぐれた文献として定評あり。

社会化委員会が任命されたのは、一九一八年十一月二十一日であった。当時の社会の空気は極めて騒然たるものがあり、革命から何が生れるか、全然不明の状態であったことは、その二日前の十九日に開催されたベルリン労働者評議会の席上で、「われわれは民主主義共和国でなく、プロレタリア共和国を欲する」という決議がなされたことをみても判然たるものがある。

ただちに委員会の「作業計画」なるものが発表されたが、その基本方針として「共同社会の処分権への生産手段の移行を実現する適当なる措置を準備すること」となし、この方針の下に、委員会は「できるだけ速かに経済の個別の部門に対する提案を提出する」ことを約束し、まず、最初のものとして、「炭鉱社会化問題に関する暫定報告書」

(Vorläufiger Bericht der Sozialisierungskommission über die Frange der Sozialisierung des Kohlenbergbaues) が一九一

九年二月十五日に提出された。これは、さきに公表された「作業計画」に示された見解が堅持され、委員会はまず炭鉱社会化の一方式として炭鉱国有化問題を検討したのであるが、^①社会化の手段として国有化方式を採用することは否決された。国有化を否定すれば社会化としての採るべきものは何か、この重要な焦点にかんして委員会は「社会化の程度と形態」について議論は紛糾し、全員一致の意見はえられなかった。しかし、迂余曲折の後、多数の意見として、原則的に利潤追求と生産手段私有とを基礎とする資本主義経済組織を採らず、暴力を否定し、平和的に社会主義社会に移行することを目的とし、社会化を提唱することに落ち着いた。ただし、一時に全面的に社会化することは、い

たずらに経済的混乱を招来するものとしてこれを否定し、さしあたり、社会化に最も適した炭鉱業において即時社会化を実現すべきことに決定をみた。いうまでもなく、その理想とするところは重要産業の全面社会化であり、炭鉱のそれは、その理想の第一歩を意味するものであった。

社会化委員会の多数派は、前記のような根本理想にもとずいて炭鉱社会化の具体的形態を提案した^②。概要を略記すれば、次のようなものであった。

全ドイツ炭鉱業は統一的な活動能力ある経済体に、その構造を改革せなければならぬ。それがためには、全ドイツの石炭経済は、これを、従来の私的所有ならびに国家的所有関係から切りはなす必要ありとなし、国有化形態をもつて非合理的な経営方式と断定、これにかわる新たなる経済体としてドイツ石炭共同体 (Deutsche Kohlengemeinschaft) なるものを考案したのである。

この組織は、経済的にも、法律的にも、全ドイツ石炭経済の主体であり、かつ独立の法人である。全炭鉱業、コークス製造業、および、その副産物製造業はドイツ石炭共同体に統一される。すべての公有および私有の炭鉱業は、原則として、適当な補償の下に、石炭共同体の所有に移され、なお必要ある場合には没収することも可能である。この共同体は商業的会計制度を基礎として管理される。石炭経済のために使用し、なお利益に残額ある場合、政府の同意の下で国庫に納入する。価格の決定は政府の認可を必要とする。

石炭共同体の組織は、上部構造に全国石炭審議会 (Reichskohlenrat) と全国石炭理事会 (Reichskohlendirektorium) とがある。石炭審議会は一〇〇名の委員からなり、年四回招集される。委員の構成は、経営者、労働者、消費者から

二五名ずつ選出し、残りの二五名は一般的利益の代表者として国家が任命する。石炭審議会は石炭経済の最高の指導者であり、その任務は全石炭採掘の指揮、採炭量、経営規模と経営方法、炭価、賃銀評定の基準、配炭等の決定にあり、経営指導部と労働者代表との間の賃銀その他労働条件についての協約は審議会に提出されねばならない。

石炭審議会は、その執行部として石炭理事会を組織する。理事会は、五年の任期をもって審議会から選定された五名の委員からなる。彼らは審議会には所属することを得ない。理事会は毎年審議会に提出される経済計画に従って、石炭共同体の業務を遂行する。審議会は理事会に対し、炭鉱業に必要な行動の自由、および自主的決定権を与えねばならない。

下部構造の問題としては、炭鉱現場における労働関係の社会化がある。すなはち労働秩序の確立、安全規定の作成とその実施、賃率の決定と出来高割増金の確定等に対する労働者および事務員の広汎な参加、上長者のあらゆる個人的、政治的権利乱用に対する監督制の絶対的確保等――

石炭共同体の組織については、社会化委員会は、根本的に二つの問題点を重視したのである。

第一に、共同体の機関が経済民主主義と全体のための活動という原則を堅持しうるように構成さるべきこと。この基本線にたって共同経済的な組織を作り、労働者、経営指導者、ならびに一般社会代表によって、その業務を指導してゆくことを提唱した。結局、最後の労働者にいたるまで共同事業の成果に参与しうるような組織を企図したのである。第二に、石炭共同体の指導者に充分な権限と活動の自由とをあたえること。この問題に関する社会化委員会の見解によれば、従来の私的企業が効果をあげる基礎となっていた自由な創意と個人的責任感を除去するようなことが

あれば、社会化委員会の企図する、計画にたいする最大の危険の発見のおそれがあること。すなはち、もしあらゆる責任が、委員会の決議や監督機関の同意に転嫁され、いろいろな決議が長い討議や面倒な文書の結果、決定せられ、そして、それらの政策の遂行に際して最大の効力を発揮しうるような人物が不在であるならば、共同体に参加している人たちがいかに善意をもつていようとも、経済的發展の停滞を阻止することはできないであろう。かくては、社会化は最初から、すでに失敗の烙印を押されているのと全く同じことになる。社会化委員会が石炭共同体の指導者の役割を極度に強調し、指導者の活動をできるかぎり自由な状態にしておこうと努力したのは、こうした理念がデモクラシーの原則に決して相反しないと確信したからのことであつた。

① Gustav Stolper, *German Economy 1870—1940*, 1940, pp. 70-70.

ドイツは、他の自由主義諸国に比べて、元来、国有ないし、公有事業が多かつた。この国も、主として、マーカンティリズム時代に国有企業が設立されたが、その特種な政治的性格はこの種の国有企業存続に好都合であつた。すなはち少数の王侯が領地を支配し、公有財産はそれらの私有財産とみなされていた。かくてドイツは比較的大きな国家統制経済をもって自由主義時代に入った。

② Robert Wilbrandt, *Sozialismus*, 1919, 277 ff.

この社会化委員会の提案は、当時としては新鮮な理論であつたが、時の Scheidemann 内閣は一片の反故同様の取扱をしたのである。それだけでなく、一九一九年三月初旬に勃発したベルリンのゼネストがなかつたなら、社会化運動は単に社会化委員会の「暫定報告書」の作文だけで終つていたものと思われる。

すなはち、ベルリンの大ゼネストの圧力のもとに、政府は三月七日「社会化法」案と、「石炭經濟の統制に関する法律案」とを、議会におそまきながら提出したのである。

「社会化法」(*Sozialisierungsgesetz*)と、炭鉱業におけるその具体化政策である「石炭經濟の統制に関する法律」

(Gesetz über die Regelung der Kohlenwirtschaft) は、三月二十三日に公布された。^①

社会化法は僅か五ヶ条からなる簡単なものであり、その中核は第二条の「国家は法律により適当なる補償を定め左の行為をなすことを得。(一)社会化に適する企業、特に土地埋蔵物の獲得および自然力の利用のための企業を共同経済に移すこと。(二)緊急の必要がある場合において経済財の生産および分配を統制し、共同経済に移すこと。補償に関する細則は別に法律によりこれを定む」とある。

他方、「石炭経済の統制法」は、社会化委員会の報告を参考として炭鉱業の社会化を具体的に実現しようとするものであって、その組織は次のようなものである。すなはち、この組織における直接の生産者は従来通りの炭鉱企業家である。炭鉱企業家は強制的に石炭シンヂケートに加入せしめられる。このシンヂケートは全国石炭連盟(Reichskohlenverband)を組織する。^②これは株式会社の形式をとる。これに対する監督機関として全国石炭審議会(Reichskohlenrat)があり、さらに石炭経済の最高監督機関たる職能を果すものとして国家を考える。

全国石炭審議会には、石炭審議会とよばれるごとく、炭鉱業における使用者および被傭者、石炭加工業の使用者、および被傭者、消費者代表、取引業者の代表、地方自治体の代表等各方面の代表が選任される。この法律の施行命令の第二五条は全国石炭審議会の構成員のあり方を、企業家代表と労働者代表を、おのおの、六十名の同数にして労資の形式的同権を表示しているところに特徴がある。

石炭審議会は、燃料経済の最高統制機関であり、共同経済的立場から、炭鉱業統制のための基本的計画をたてるところをその任務とする。

石炭連盟は、石炭審議会の決定した基本的計画を実施することを、その職務とする。すなはちシンジケートの販売量や販売地域を査定し、販売条件について認可をする。特に重要な業務は価格の決定にある。これらの機関の上に立って燃料経済の全体を統制するのが国家である。経済大臣は審議会、連盟、シンジケートのあらゆる会合に、その代理者を出席させることができる。この代理者は、そのあらゆる決議に対して拒否権をもっている。決議が経済大臣の代理者により拒否された時は、経済大臣はそれを無効ならしめることができることになっている。

この社会化を、炭鉱業において具体化したと誇示する「石炭経済の統制に関する法律」によって創出された炭鉱業の共同経済的組織は、形式上はさきの社会化委員会の提案に類似している。しかしその本質においては、重大なる性格の相違の存することを、注意せねばならぬ。社会化委員会は、炭鉱業における完全な社会化を提唱し、私的企業の存在を全面的に排除しようとして企図したものであった。それはドイツ石炭経済の主体は、新たな経済体としての石炭共同体であり、その最高の意思決定機関として、経済的民主主義に構成された全国石炭審議会があり、その決定した意思の執行業務機関として全国石炭理事会がある。この組織の内部には、もはや従来の私的所有、すなはち資本関係は存在しないことになっていた。

これに反して、この度の法律によって作成された現実の統制組織は、生産手段の私的所有については一指もふれていない。すなはち炭鉱業の私有は全面的に許し、従来のカルテルと全く同じ性格をもつシンジケートを、そのまま容認しているのである。価格決定の最も重要な職務をもつ石炭連盟は、かかるシンジケートの連合であるから、それは資本家連合の組織にほかならぬのである。かくて、業者の自治体たる中央シンジケート的な全国石炭連盟が石炭共同

経済の主体であり執行者であつて、経済民主主義的な構成を誇示している全国石炭審議会は一種の諮問委員会として全国石炭連盟を補佐する機関にすぎないのである。したがつて全体の組織が従来の私的所有関係、すなはち、資本関係の基礎の上にたっているのである。^③

その後、例の *Kapp* 一揆の蜂起が、政府をして三度、社会化に取り組みざるをえぬ破目に追い込むのであるが、ひとたび傾斜し初めた頽勢は、如何ともなしえない。すなはち、ゼネストをもつてこの一揆を粉碎した労働組合を中核とする人民戦線（ゼネストの直接指揮は全ドイツ労働組合同盟の議長の *Legien Karl* があたる）の社会化委員会の招集、「炭鉱社会化問題に関する社会化委員会報告」(Sozialisierungskommission über die Frage der Sozialisierung des Kohlenbergbaues.) の作成、そしてこの報告に対する、いわゆる七人委員会 (Siebener-Kommission) の「意見書」提出等の過程を経てやがて政権はワイマール政権に代つて、終戦後最初のブルジョア内閣といわれる中央党の *Fehrenbach* を主班とする中央、民主、およびドイツ国民党の連立内閣の出現となり、七人委員会を支配した使用者側代表委員の *Stinnes* の主張する最大最強の縦断的トラストの進展をみるにいたる。かくて社会化運動は斜陽の一途を辿るのであつた。^④

① Verhandlungen der Sozialisierungskommission über den Kohlenbergbau im Jahre 1920. Bd. I.S.I.

② *Karl Pribram, Cartel Problems, 1935.*

ドイツは、十九世紀末葉以降、基礎産業における集中、独占は高度に進んだ。すでに一八九三年設立の、ラインウエストファリア石炭シンヂケートは、ルール地方の総出炭高の殆んど八七%を占めていたとある。

③ 社会化委員会の提案が真の社会化案であるなら、政府の実施した炭鉱社会化は、社会化でなく、炭鉱業のシンヂケート化である。シンヂケートにおいては支配者は加盟の大企業家である。重役会や監査会に労働者代表が数名参加しても無力であり、それは偽装である。

④ Eduard Heimann, Mehrwert und Gemeinwirtschaft, 1922, S. 134 ff. この間の経緯を詳細に、論理的に分析せる資料である。

三 日本の場合

重要産業の社会化政策を、国政の基本方針として政権を担当した社会党が、かつてのドイツ社会党の諸政策を法制上の参考としたのは当然のなりゆきであった。しかし、わが国石炭産業復興のための方策が、占領政策遂行という見地から、運営機構をもふくめて一般的に議論されたのは、昭和二十一年九月の第一四回対日理事会において「炭鉱の所有権ならびに補助金支出の方法」が議題として登場して以来のことである。

この対日理事会の占領政策の見地からする石炭産業の再建施策と、社会化を志向する国家管理方式をめぐっての論議に対しては、政府当局者や経済界、労働組合等の関係者からそれぞれ意見の発表があったが、具体的対策を確立するに至らずして終ってしまった。しかし、わが国経済の復興の萌芽が見えず、かえって悪条件の累積によってその危機が深刻化するに至り、総合的な根本的対策樹立の必要が改めて痛感せられ、ここに政府は経済安定本部を中心として昭和二十年末ごろから、いわゆる民有公営方式による炭鉱経営管理方式の研究に着手していたのである。

わが国、経済再建方式の経済路線として、この炭鉱国有化問題が新たな形として登場したのは、昭和二二年四月の総選挙により、画期的な社会党主班内閣が成立し、新内閣の基本政策として社会主義体制の実現を志向することを声明したことに始まる。そのため社会党内閣は石炭産業のみならず、電力、肥料、金融等の基礎産業の国有化を推進することを根本方針としていたので、石炭産業の再建方式は、それらに重大な示唆をあたえるものとして重大な意義

をもつものであった。もちろん当時の、全経済的危機の段階から、ただちに、すべての重要基幹産業を国有国营に移行せしむることは実現不可能とみられていたが、やがて商工省および経済安定本部によって立案されたものは、かつてのドイツのそれとことなり、石炭の増産要請を速かに充足することを基本的立場とし、かの経営型態の変革については極めて消極的な態度をとるものであった。この政府試案をめぐって労使関係その他一般の国家管理問題に関する意見が再びはげしくもえあがったが、結局政府案をめぐって提起された論議の主要点は、国家管理問題に対する根本的な態度、すなはち社会主義的政策断行か、資本主義的体制維持かという点から出発して、(1)管理の方式につき企業単位による統制とするか、あるいは直接に現場を統制把握するか、(2)管理の対象については全炭鉱を包含するか、大手優秀炭鉱に限定するか、(3)管理の主体をいかにするか、例えば石炭公団のような事業主体を設けるかどうか、(4)労働者を経営に参加せしむることの可否、およびその限度をどの程度にするかなどの点であった。

しかるに、政府部内における検討審議に際し、民主党出身閣僚は国有を前提とするような国家管理には反対、かつ、管理対象から優秀炭鉱区を除外することを主張し、協議はついに成立するにいたらず、ここに社会主義的政党による石炭産業社会化の再建方式という構想が、初めから、内部より強い抵抗を受けることとなり、以後法案作成の過程において一層強化される抵抗の前に、社会党主班内閣が演じた譲歩と妥協の道程の第一歩をみるのである。また、このころより、経営者側は組織的に産業国家管理反対の運動に立ちあがり、自由党はかかる動きを代表して国管法反対の態度を決定表明した。一方労働者側においてもようやくこの問題に対する姿勢を明らかにした。すなはち、もちろん一貫して経済の社会化、経営参加の線にそう、国家管理の実現を要求し、単なる資本主義的経済再建と、官僚統制

方式とに強力に反対する態度を堅持したものであった。全炭労組、炭全協等の全国的組合組織はあいついで政府にたいし、限定的臨時的管理ならざる恒久的な炭鉱社会化法の制定を要望し、鉱区の全面的解放、全炭鉱の管理、経営の徹底的民主化、労働組合の経営参加等を強く主張したのであった。かくてその後も社会党に対して終始監視的役割を果し、政府法案の、とりとめもなき妥協、後退の阻止と、当時の労働者階級の意識高揚とに重大な意義を果したことは認められる。^①

あたかも、同年九月一八日、Mac. Auther 書簡が石炭増産のため早急な実効的施策を推進するよう要請、この書簡の解釈をめぐって炭鉱国管の是非が今更のように論議され、問題を一層複雑化したのであった。^②しかして、この書簡の趣旨を炭鉱国管法の審議促進、経済民主化の質的深化を要求したものととはならず、このころようやく緊迫化しはじめた、国際情勢に対処して、わが国経済体制を早急に再編強化し、増産第一主義を要請したものであると解釈し、政府は九月三十一日「石炭非常増産対策要綱」を決定、実施することにより「炭鉱国管法」とは一応別個の立場で労働強化、能率増進を主とする超重点的施策をおしすすめるにいたったのである。

① 臨時石炭鉱業管理法の研究、菊地勇夫編、五頁以下。

② この書簡の真意は、当時の炭鉱資本家の政府資金の流用と、ヤミ利得の狂奔に対する警告であるとみるむきもあった。

「臨時石炭鉱業管理法」案は以上のような対立抗争と妥協取引、さらに法案作成過程において具体化された占領政策志向とからみあいながら、当初の社会主義的経済社会化の目標とは、はるかに遠ざかった法案のかたちで、ようやく九月一八日、閣議決定をみ、同二五日に国会は上程されることとなった。その際の商工大臣の提案理由、および同

時に発表された大臣談話によって、その性格はほぼ明らかとなるが、政府はまず本法案が、石炭増産のために、現状においては不十分な政府の現場把握を強化し、増産第一主義の障害となる事情を除去し、労使の生産意欲を増大するための、実際上の必要に基く緊急の措置であることを主張する。しかして法案の具体的な目的とするところは、第一に、石炭増産に関与する者に、増産のための施策を十分に滲透徹底せしめること、第二に、政府、経営者、労働者の三者が渾然一体となり増産を実行しうる民主的体制を整備すること、第三に、資材資金等の生産諸要素の最も効率的な活用をはかることであり、要するに政府が石炭増産の達成に直接責任をとりうる体制を確立するにありとされた。特に問題となった生産協議会の意義については、もっぱら、経営民主化の観点からでなく、明確に増産協力体制の整備という面からの存在理由を明らかにした。ここではもはや、法案通過を考慮しての政治的配慮にもよることであるが、経済社会化政策の第一歩としての炭鉱国管法の意義には全く言及されず、ひたすら資本主義的増産政策のみが強調されていることを注目しなければならぬ。かくてその立法目的は、当初のものとはおおきく距り、いまや現象的には応急に増産措置のための立法となり、はなはだ不徹底なものを露呈せざるをえなくなった。^①

法案は、衆、参両院の鉱工業委員会に付託され、各地区炭鉱の現状調査報告があった後、衆議院においては、一月二五口までに一七回にわたり、また参議院においては予備審査を除き、衆議院可決法案につき連日にわたって活発な審議が行われたが、その後、衆議院においては一般代表二三名、労使代表各七名、参議院では一般代表八名、労使代表各四名の出席を求めての公聴会が開かれ、賛否の意見が公述された。そこでは労使がそれぞれの立場から賛否を表明したのは当然として、第三者たる公述人のうち本法案に賛成するものも、炭鉱の国家管理が机上の官僚統制に終始

して増産のための眞の技術的措置を無視している点を衝き、また不徹底妥協的な管理方式が問題であると指摘した。反対意見を表明したもののうちには、根本的に国家管理という企業統制それ自体に反対するものと、逆に国有国营型態の即時断行の立場から、この法案の欺瞞性に反対するものを含んだ。しかしいずれにしろ、公聴会の意見は、以後の法案審議においては全く考慮されなかったのである。一方院外にあって経営者側は法案の国会日程前後からいよいよ組織的に反対運動を展開し、また労働組合側は法案内容には不満足ながら、これ以上の後退を防いで、経済社会化への足がかりとすることに期待をつないだ。各政党はかかる情勢を反映して、はげしい質疑応答を重ねたが、審議は一向に進捗せず、一時は妥協の余地もないような形勢であった。しかし結局は、ここでも社会党が再び譲歩に譲歩をかさね、民主党の主張がほとんど採用され、それを根幹としての三派共同修正案が、辛くも本会議で可決されることとなったのである。

かくて、衆議院の法案可決に、ひきつづき、参議院でもほぼ同様の審議の後、一二月八日、いったん委員会では否決された衆議院回付原案は、可決されることとなり、七〇余日の混乱と政争のなかに、複雑極まりない経過を辿りながら、かろうじて「臨時石炭鉱業管理法」は成立するに至ったのである。

かえりみるに、たしかに本法は、その立案意図においては社会主義体制を志向しようとする経済社会立法たるの性格をもって出発したものだといえよう。しかしかかる社会化政策の実現は、経済構造の一般的危機という客観的条件によつてのみ実現されうるものではなく、社会化を志向する労働者階級の社会的力量と、これを推進しようとする社会主義政党の樹立という主体的、政治的條件の確立を必至とすることはいうまでもない。これに対しては、当時いま

だ特定目的に限定されない労働組合の強固な全国的結合も存在せず、一方、社会党は、また保守党と連繋してようやくにして政権を維持し得た時期でもあり、前記のような妥協と譲歩は除外してみても、到底、いまだ、社会的政治的な基盤が成熟していたとはいえない客観状況にあった。しかも石炭産業の再建復興が急務として推進された時期は、占領下という特殊な時期であり、この占領政策の政策的転換も充分配慮されなくてはならない。かくて本法は制定過程において、すでに、その目的性格を変更せざるをえず、しかも、遂には、臨時的応急的な増産措置として採りあげられるに至ったのである。このような観点からみると、法案が種々の欠陥を露呈せざるを得なかったのも無理からぬ点もあったといえよう。臨時法的性格と産業社会化的粉飾との混淆、そして占領政策目的による急速な石炭産業の整備合理化の強行、かかる時期にうみだされた「炭鉱国管法」が、社会化立法の礎石としての効果も、増産第一主義の実効性も、ともにあげえずに、労使関係者の無関心と不満のうちに死文化していったことは、まことに意義深いものがある。

① 臨時石炭鉱業管理法の研究、剌地勇夫編、一〇頁以下。

② 石炭の国家管理、伊藤卯四郎。

国管法成立過程における、社会党を中心とする与党三派のうごき、およびこれに対する反対派の紛乱作戦、法案成立までの経緯を、社会党中央執行委員の立場より詳細に記述しあり。

四 二、三の背景について

ドイツの社会化運動が当初の趨勢にかかわらず、石炭シンヂケート組織に傾斜し、また、わが国のそれも、単なる

増産運動となり、社会主義的色彩の終焉をもたらした背景をしらべてみよう。

元来、社会化運動は単なる政治的要請のみによって成熟するものではなく、それが成就するには必ず社有化への諸条件が成熟状態に達していなければならぬが、このことは同時に社会化への諸条件が成熟すれば、原則として、社会化への傾向は不可抗的に進展することを意味する。資本主義が自由競争から集中、独占段階に達すると、その巨大な私的独占企業は、やがて社会化の対象となる。独占化した巨大私的企業については、その所有者は不在所有者化し、企業者はサラリーマン化して企業者機能は低下する。他方、組織労働者階級が急速に成長して、政治の上にも、経営の上にも進出してくる。Schumpeter はかかる傾向を不可抗的とみる。^①

ドイツも、日本も、ともに資本主義の成熟の程度が社会化への諸条件を満足せしめる過程に達していなかったといってしまうえば、それまでであるが、その間の関連につき、具体的に二、三の問題をとりあげてみる。

一般に、ドイツ人と日本人は、その国民性に、人種を超越してある種の共通性があるといわれている。詩人 George が自国民であるドイツ人を「心にぶく、うなじ固くて、従順に」と評し、Som'bart の表現を借りると、イギリス経済とドイツ経済の相違を「商人と英雄」(Handler und Helden) にたとえた。ドイツの官僚と軍人は、利潤動機を賤しむべきものとみなしたので、資本家階級はこれら非経済的階級のイデオロギーにみずからを適応させた。労働階級もまた、自由民主思想において、イギリス労働階級よりも遙かに弱く、組織を重んじ、集团的権威に服従する傾向が強かった。わが国にも「長いものにまかれる」とか、「武士は食わねど」とか、また、従来、官尊民卑の思想は抜けきらないようである。

Veblen は「一八七〇年以後のドイツの商工業の急激な発展は、海外からの技術的、科学的知識の借用と、国内における云々……、かくて技術文明においては急速に先進国に追いついたが、社会史の発展段階における後進性は克服されなかった。ドイツは半封建的マーカントイリズムの国家から、マンチェスター流の自由放任主義時代の媒介を経ることなしに、大規模資本主義企業によって支配される国家に突入した。統一国家成立以後のドイツの歴史はプロシヤ化された帝国の歴史である」。(日本も同じ範疇に属すとみる)②。

また Lasch の見解によると「ワイマール共和制の建設者たちは、連合国の要求を満足せしめるような政治的秩序を早急に作りあげようと焦ったあまり、重大な誤謬を犯した……、ワイマール共和制時代の官吏層の大部分について確実にいえた唯一のことは、彼らがこの体制に対して忠誠を捧げず、むしろ旧帝国の権力と栄光とに郷愁をいだいていたことであった」③。と述べているが、敗戦当時の、わが国政府における経済安定本部の政治上の色彩と、背後の占領軍の動向を起想すると感慨新たなるものがある。

現象的には、革命直後から将来の政治形態をめぐる闘争が各階層の間で展開されていたが、一九一九年八月、ワイマール憲法制定により、議会主義的、民主主義的共和国としての意思決定が下されるとともに、その内容もまた国民議会の選挙によって示されることになり、すなわち多数派社会民主党、および独立社会民主党の議員の合計が、全ブルジョア政党よりも少数であるのに対し、共和主義政党としての多数派社会民主党と民主党および中央党の連立が、多数を獲得したため、共和国は議会主義的、民主主義的原理にたつブルジョア国家として発足することになるのである。この選挙によって、本来、社会化運動はすでに死命を制せられたといつてよい。

ワイマール憲法は、社会民主党の手で作成されたとはいえ、連立政権の弱味（片山内閣と同様）を反映して経済秩序の根本的改革を規定することができなかった。すなはち憲法第一五一条は「経済生活の規制は、すべての人に人間らしい生存を確保する目的をもつ正義の原則に適合せねばならぬ。この限界内において個人の経済上の自由は保障される」とし、また第一五三条は「所有権は憲法によって確保される。その内容および制限は法律に基く。所有権の収用は一般幸福のため、および法律に準拠する場合においてのみおこなわれ法律に別段の定めある場合を除くのほか、適当な補償をなさねばならない」となっており、これらの規定によれば、経済上における個人の自由を、可及的に確保するの原則を樹立するとともに、資本主義の基調たる私有財産制の存続をそのまま認定したのであり、一九一八年の、この革命は、資本主義生産制に対して、なんらの修正も制限もしなかったこととなる。

ワイマール憲法は、一九一九年七月三十一日に国民会議を通過したのであり、社会化運動はすでにその前年末から起っていたのであるが、こうして憲法により、経済体制の基調を明確にしたため、社会化もまたこれに準拠すべきことは当然である。この国の経済体制は私有財産制に基礎をおくべきものと憲法により規定された以上、社会化運動の本質は骨抜きにならざるをえない。古典的、所有権絶対思想にあえて修正を加え、いわゆる共同経済の理念を明示した規定としては第一五六条の二項「連邦は、すべての生産関係者の協力を確保し、雇主および被傭者が、共に経営に参加し、また財貨の生産、分離、使用、価格および輸出入を共同経済の原則によって規制せんがため、共同経済上緊急の必要ある場合には、法律によって企業および経済団体を自立経営の基礎の上に結合しうる」とあるが、もちろん社会化とは、ほどとおい内容といはざるをえない。ワイマール国民会議によって制定されたワイマール憲法は、前

記のごとく決して社会主義革命の憲章ではない。それは新しい意義の市民憲章であって、イギリスが一六四九年に成就し、フランスが一七八九年に断行したものを、ドイツもまたおくれで完成したにほかならぬ^④。實際上、国民会議議員の選挙に現われた投票から見れば、過半数は反社会主義政党に帰したのであるから、ドイツ国民の大多数は社会主義に対して拒否の態度を宣明したとみるべきであり、かかる背景のもとに成立したワイマール連立内閣の性格、そしてその内閣の下で制定される「石炭経済統制法」の命運のゆきつくところ、推して知るべきである。わが国「臨時石炭鉱業管理法」制定の、背景と終局、また同型といえるであろう。

一方には、その間にあつて、イデオロギーをめぐつての社会主義政党間のもつれを重視するむきもある。すなはち戦前のドイツにおける社会民主党の組織は、世界の他のいかなる国より、すぐれた統一と結束とを示していた。たとえその黨員の間に理論上、政策上の意見の相違はあつても、外部に対してあたる時は、常に一本の党派として行動した。しかるに戦争と革命は、この一致した姿を分裂にみちびいた。激烈な闘争と反目の結果は、いまや一個の党でなく四ヶの社会主義政党が存在することになった。すなはち、多数派社会党、独立社会党、ドイツ共産党、そして無政府主義サンディカリストがそれである。この社会主義政党の分裂は労働運動の活動力の大減殺を意味する。一九一九年一月十九日の国民会議の選挙においては全得票の四五・五%が社会主義政党に帰したが、翌二〇年六月には四一・九%に減じた。しかもなお、この四二%の集結があれば彼らは強力な勢力を占めることができたはずであるが、大戦以来、多数の党派に分裂して、相互に排撃したため、労働階級の政治的に団結せる活動は不可能となった。社会化運動推進者達は数字の上からは大きな勢力をもち、また、革命以来、国および各州の行政上に、重要な地位を占めたに

も拘らず、その社会化目的を貫徹するには、政治的影響力をもちえなかつたのである。皮肉にも、わが国社会党とその周辺の今日までの行路も大同小異のようにみうけられる。

最後に Laszlo も指摘しているように、わが国に対してはアメリカ占領軍、ドイツに対しては英、仏連合軍の政治的圧力を見逃してはならない。^⑥ すなはち「ワイマール共和国の建設者たちが、彼らの企てた革命を完成しえなかつた理由が二つあった。第一、この革命を完成しようとしたならば労働者と市民階級との間に、紛争をひき起すこととなつたであろうが、この共和国の建設者たちには、心理的にも理論的にも、かかる事態に対処すべき心がまえができていなかった。第二、当時の英、仏がボルシエヴィズムの感染を恐れるのあまり、この革命の完成を許そうとはしなかつたことである。かれらはドイツが、たとえばフランス流の市民階級中心の立憲的共和国になることを期待していたので、ドイツが労働者の共和国になるのを、そのまま見のがすなどとはおもいもかけなかつた。かくて英、仏は封鎖と
いう恐るべき強圧手段を振りかざしていたのである。」

① Joseph Schumpeter, *Sozialistische Möglichkeiten von heute*.

第一次大戦直後のドイツは社会化が可能である程度に成熟しているといったが、後の資本主義、社会主義、民主主義では一九一八、一九年のドイツは未成熟であるといっている。ドイツにおける社会運動の失敗の歴史をみて、成熟の途、なお遠いことを反省したものと思われる。

② Thorstein Veblen, *Imperial Germany and the Industrial Revolution*, 1915, new ed. 1939.

③ Harold J. Laski, *Reflections on the Revolution of Our Time*, 1943, p. 101.

④ 独逸社会民主党史論、河合栄治郎選集第十卷、二二〇頁

⑤ Ludwig Preller, *Sozialpolitik in der Weimer Republic*, 1949, S. 176 ff.

⑥ Laszlo, a.a.o., S. 101. 笠原美子訳、現代革命の考察、上巻一三七頁。

五 む す び

わが国「臨時石炭鉱業管理法」は前記のごとく、一九四七年末に公布、一九四八年四月から施行されたのであるが、その後わずか二年四〇日の、一九五〇年五月二〇日、廃止法律が成立している。この「炭鉱国管法」とその背景がいかにたよらないものであったかが証明される。とくに留意すべきは、この法律が占領下の特殊事情において成立し、そして廃止されたことである。一九四六年九月四日の対日理事会第一四回定例会議には、全炭鉱の国有化問題が議題とされ、また産業復興石炭会議にも炭鉱国有化についての見解が Mac-Aulher 書簡として発表された。その経済的基礎として取上げられたものは炭鉱業に対する補給金制度であった、一九四七年四月の総選挙で社会党が第一党となり、民主党の協力をえて片山内閣がこの「炭鉱国管法」をまがりなりにまとめたが、本法の施行に先だって、一九四八年二月には片山内閣は芦田内閣に更迭した。そして同年末の石炭争議には例の三原則の指示があり、補給金制度の停止となり、増産に関する生産計画も、物資割当も、そして炭住計画も本「国管法」を要しない別途の方法で行なわれ、さらに占領軍の指導下の経済九原則による自立経済政策が、国管反対の自由党吉田内閣によってすすめられるにおよび、本法はまったく有名無質の空文となってしまうのである。国管を社会化の方向に推進すべき労働組合の勢力も二・一以後しだいに抑制的、いな、むしろ反動的に転じた占領労働政策の支配を受けて後退し、その後一九四九年の改正労働法の制定があり、この炭鉱国管法はまったく問題にされなくなってしまった。したがって、本法の廃止については労使共にほとんど関心を示さない有様であった。

かえりみるに、社会化という概念はすでに第一次大戦以前から存在していたが、それは人間社会における個人間の濃化、社会成員の緊密化、あるいは人間共同生活の社会的形成、すなはち万人の福祉を顧慮する共同生活の形成といった意味をもっていた。しかし第一次大戦後の社会的、政治的変革を契機として発展した社会化の意義は、もっと限定された特殊な地位をもつようになった。すなはちそれは社会主義的目的を実現するための手段としての意味を強調するようになった。もちろんそれは共産主義とは明白に、意識的に区別された概念であった。その区別を理解するためには、その生成の過程を顧る必要がある。第一次大戦後の欧州諸国は、ロシア革命の衝撃をうけたが、西欧資本主義諸国はボルシェビキ革命に走らず、議会民主主義のもとで漸進的に社会改革を行う道を選んだ。彼らは共産主義とは一線を画した方法で、社会主義的理念を実現することに腐心し、社会主義への道、あるいは社会主義への過渡期の政策として社会化運動を展開したのであった。いいかえれば資本主義の枠内で漸進的に社会主義的目的を実現しようとしたのである。ただし、その間社会主義目的そのものの解釈の重点を「人間の搾取からの解放」、そのための「生産手段私有の廃止」という政治的要素の強調から、資本主義経済の無政府性に基因する恐慌や大量失業の克服という経済的要素の強調に移行させていった。かくて資本主義経済の統制、計画という面を第一義的に重視し、「社会正義の確立が阻害されないかぎり」「生産手段私有廃止」という面は、第二義的に考慮の対象となす傾向になっている。

今日、わが国、石炭産業の危機の打開策としてふたたび炭鉱国有化論が再燃しているが、かつてのこれが経緯を反省するのにも、無駄ではあるまい。

(未完)